

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合ごみ処理施設建設工事に係る設計施工監理業務委託における技術評価委員会設置要領

(設置)

第1条 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合が発注するごみ処理施設建設工事に係る設計施工監理業務委託の受注者の選定を公募型プロポーザル（総合評価型）により実施することに関し、専門的な見地から技術評価等を行うため、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合ごみ処理施設建設工事に係る設計施工監理業務委託公募型プロポーザル実施要綱第3条の規定に基づき、技術評価委員会を設置する。

(組織)

第2条 技術評価委員会の委員は、事務局長、管理課長、上下水道課長、尾花沢市環境エネルギー課長及び大石田町まちづくり推進課長をもって組織する。

2 技術評価委員は、管理者が任命又は委嘱する。

3 技術評価委員は、その職務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならないものとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 技術評価委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員長は事務局長、副委員長は管理課長をもってこれにあてる。

2 委員長は、技術評価委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する。

(技術評価委員会)

第4条 技術評価委員会は、委員長が招集するものとする。

2 技術評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 技術評価委員会は、次の事項について審査、評価するものとする。

(1) 募集要項に関する事項

(2) 評価基準に関する事項

(3) 技術提案書に関する事項

(4) その他必要な事項

4 技術評価委員会は、前項各号の審議に関し、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 技術評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決するところによる。

6 技術評価委員会は、非公開とする。

(庶務)

第5条 技術評価委員会の庶務は、環境衛生課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、技術評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が同委員会に諮りこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年6月5日から施行する。

(要領の効力)

2 この要領は、ごみ処理施設建設工事に係る設計施工監理業務委託の契約日又は特定結果の説明回答日のいずれか遅い日まで、その効力を有する。